

青山国際教育学院 学校規則

(令和 8 年 4 月 1 日改訂)

第 1 章 総括

第 1 条 本校は、外国人に正しい日本語を正しく教えることを通じて、日本人や日本の社会・文化・生活を知ってもらい、相互理解と交流に努め、広く世界の為に貢献することを目的とする。

第 2 条 名称を青山国際教育学院とする。

第 3 条 本学は、東京都港区南青山 3－8－40（青山センタービル 3 階）に置く。

第 2 章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

第 4 条 本学のコース、修業期間、収容定員、クラス数及び教員数は、次のとおりとする。

(1)

	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第 1 部	大学専門進学課程	2 年	60 名	3 クラス	4 月生 60 名
	大学専門進学課程	1 年 9 か月	40 名	2 クラス	7 月生 40 名
	大学専門進学課程	1 年 6 か月	40 名	2 クラス	10 月生 40 名
	大学専門進学課程	1 年 3 か月	20 名	1 クラス	1 月生 20 名
	大学専門進学課程	1 年	10 名	1 クラス	4 月生 10 名
	日本語専攻課程	1 年	20 名	2 クラス	7、10 月生 (各 10 人)
	大学院進学課程	1 年	10 名	1 クラス	4 月生 10 名
	小 計		200 名	12 クラス	4 月生 80 名 7 月生 50 名 10 月生 50 名 1 月生 20 名
第 2 部	大学専門進学課程	2 年	60 名	3 クラス	4 月生 60 名
	大学専門進学課程	1 年 9 か月	40 名	2 クラス	7 月生 40 名
	大学専門進学課程	1 年 6 か月	40 名	2 クラス	10 月生 40 名
	大学専門進学課程	1 年 3 か月	20 名	1 クラス	1 月生 20 名
	日本語専攻課程	1 年	20 名	2 クラス	4、10 月生 (各 10 人)
	ビジネス日本語課程	1 年	10 名	1 クラス	4 月生 10 名
	国立大学進学課程	2 年	10 名	1 クラス	4 月生 10 名
	小 計		200 名	12 クラス	4 月生 90 名 7 月生 40 名 10 月生 50 名 1 月生 20 名
合 計			400 名	24 クラス	

2) 教員（専任）10 名（主任教員 1 名を含む）、教員（非常勤）10 名以上

第5条 本学の各コースの始期及び終期は以下のとおりとする。

		始期	終期
4月生	1年コース	4月	3月
	2年コース	4月	3月
7月生	1年コース	7月	6月
	1年9か月コース	7月	3月
10月生	1年コース	10月	9月
	1年6か月コース	10月	3月
1月生	1年3か月コース	1月	3月

前項の期間を分けて、次の学期とする。

春期 (4月11日 ～ 6月20日)

夏期 (7月 1日 ～ 9月30日)

秋期 (10月11日 ～ 12月20日)

冬期 (1月11日 ～ 3月31日)

第6条 本学の休業日は次の通りとする。

- 1 土曜日
- 2 日曜日
- 3 国民の祝日に関する法律で休日とされている日
- 4 学校が特別に定める日
- 5 夏期休暇 8月 1日 ～ 8月20日
- 6 冬期休暇 12月21日 ～ 1月10日
- 7 学期休暇 6月21日 ～ 6月30日
- 8 学期休暇 10月 1日 ～ 10月10日
- 9 学期休暇 4月 1日 ～ 4月10日

教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認める時は、前項の規定に係らず、休業日に授業を行うことができる。

非常災害その他急迫の事情があると校長が認める時は、臨時に授業を行うことができる。

第7条 本学の学制は以下の段階に分けられる。

大学専門進学課程	:	初級1、初級2、中級1、中級2、(上級)
日本語専攻課程	:	初級1、初級2、中級1、中級2
大学院進学課程	:	大学院1
ビジネス日本語課程	:	ビジネス1、ビジネス2
国立大学進学課程	:	初級1、初級2、中級1、中級2、上級

第8条 大学専門進学課程及、日本語専攻課程、大学院進学課程、ビジネス日本語課程の授業時間を以下の様に定める。

午前クラス 9：00 ～ 12：30

午後クラス 13：00 ～ 16：30

学生は入学時点で試験を受け、上記のどちらかの課程に進学するかを決定する。
試験内容は以下の様に定める。

大学専門進学課程	：	筆記（日本語）、面接
日本語専門課程	：	筆記（日本語）、面接
大学院進学課程	：	筆記（日本語）、面接
ビジネス日本語課程	：	筆記（日本語）、面接
国立大学進学課程	：	筆記（日本語）、面接

第3章 学習の評価及び教職員組織

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度等を総合して決定し、5段階評価とする。

第10条 教員と職員からなる教職員会を組織する。（以下「会」と呼ぶ。）
本会は会員相互の理解により、明るい学校づくり、学校の発展に寄与することを目的とする。

第11条 会の業務執行の為に次の役員を置く。役員はそれぞれ会員の推薦、投票によって選出され、任期は1年とする。再任は妨げないが、連続する時は3期までとする。

執行委員 ： 1名 会計 ： 1名 監事 ： 1名

第12条 会は年1回の定期総会を開催することにする。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

第13条 本学への入学資格は、次の条件のいずれをも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 入学時の年齢が18歳以上30歳未満の者。
- (3) 正当な手続きによって日本への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。

第14条 本学への入学は年4回とし、その時期は4月、7月、10月及び1月とする。

第15条 本学への入学手続きは次の通りとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学の定める入学願書、その他の書類に必要な記載し以下の定める選考料を添えて指定の期日までに本学へ納入する。
- (2) 本学の規定に従い提出された入学願書、その他書類をもって選考を行う。
- (3) 選考が完了した者に対し出入国管理及び難民認定法に従い在留資格認定証明書「留学」申請を行う。

- (4) 在留資格認定証明書「留学」が交付された者に対しその残りの納付金（入学金、授業料、行事費、保険・教材費）の請求を行い、入学を希望する者は指定の期日までに納付金を納入する。納付金の納付は原則1年間の一括払いとする。
- (5) 納付金の全額確認をもって本学への入学承認とする。
- (6) 納付金が期日までに納入されない時は、入学を取り消したものと扱う。

（入学納付金）

選考料	30,000 円
入学金	70,000 円
授業料	720,000 円（年間） / 360,000 円（半年）
行事費	50,000 円（年間） / 25,000 円（半年）
保険・教材費	50,000 円（年間） / 25,000 円（半年）

（2026 年度 4 月現在）

（7）入学納付金の返金に関して

- 1. 入学納付金のうち選考料及び入学金に関しては理由の如何を問わず返金行わないものとする。
- 2. 入学納付金納入後、入学式該当月の前月末までに留学を取止める場合は授業料/行事費/保険・教材費はその返金に应ずるものとする。
- 3. 入学式該当月に、留学を取止める場合は入学納付金の返金には原則応じないものとする。

第 16 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、2 週間以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。また休学した者が復学しようとする場合、校長にその旨を届出て、校長の許可を得て復学することができる。

第 17 条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第 18 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第 9 条で定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して、該当科目の修了を認定する。また校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

第19条 ①校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

② 生徒が、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

その他

第20条 学生寮 : 本学学生寮規則に従い学生寮を貸出し運営管理するものとする。

第21条 各年毎に学生の健康診断を実施するものとする。

附則 第4条及び第5条は、平成12年5月15日に改定を行い、同年7月1日から施行する。

附則 第4条、第5条、第7条及び第8条は、平成12年11月1日に改定を行い、平成13年10月1日から施行する。

附則 第15条は、平成13年3月5日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第15条は、平成17年10月1日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第4条、第5条及び第14条は、平成18年5月1日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第15条は平成19年4月1日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第15条は平成21年4月1日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第4条、第7条、第8条は、平成28年1月1日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第15条は平成29年4月1日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第2条は平成29年7月1日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第15条、第20条、第21条は平成31年4月1日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第15条(6)及び第19条は、令和2年4月1日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第3条及び第4条は令和3年4月1日に改定を行い、同日より施行する。

附則 第15(6)は令和8年4月1日に改定を行い、同日より施行する。